

改 正 後	改 正 前
<p>第3条の3 《国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等》関係</p> <p>(国外において発行された公社債等の意義)</p> <p>3の3-1 措置法第3条の3第1項に規定する「国外において発行された公社債又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益権」とは、募集又は売出しが国外において行われる公社債又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益権(以下<u>3の3-15</u>までにおいて「<u>国外発行公社債等</u>」という。)をいう。したがって、国外において発行されたかどうかの判定に当たっては、国外発行公社債等に係る通貨の種類は問わないことに留意する。</p> <p>(内国法人又は源泉徴収義務が免除されている法人の発行する債券の利子等)</p> <p>3の3-3 措置法第3条の3第1項に規定する国外公社債等の利子等(以下<u>3の3-16</u>までにおいて「<u>国外公社債等の利子等</u>」という。)には、次に掲げる法人が国外で発行した公社債又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益権の利子又は収益の分配(国外で支払われるものに限る。)も含まれることに留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p><u>(源泉徴収不適用申告書の包括的記載及び継続的効力)</u></p> <p>3の3-11 措置法第3条の3第6項に規定する申告書(以下<u>3の3-12</u>までにおいて「<u>源泉徴収不適用申告書</u>」という。)は、同項の規定の適用を受けようとする国外公社債等の利子等につき、公社債又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益権の債券又は受益権の異なるごとに提出するものとする。この場合において、一の支払の取扱者(措置法令第2条の2第5項((国外公社債等の利子等の分離課税等))の規定により国外公社債等の保管の委託を受けた国内における支払の取扱者をいう。以下<u>3の3-12</u>までにおいて同じ。)を經由して交付を受ける種別、名称及び回号を同一とする2以上の国外公社債等の利子等につき源泉徴収不適用申告書を同時に提出するときは、これらの源泉徴収不適用申告書は、一の源泉徴収不適用申告書によることができる。</p>	<p>第3条の3 《国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等》関係</p> <p>(国外において発行された公社債等の意義)</p> <p>3の3-1 措置法第3条の3第1項に規定する「国外において発行された公社債又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益権」とは、募集又は売出しが国外において行われる公社債又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益権(以下<u>3の3-13</u>までにおいて「<u>国外発行公社債等</u>」という。)をいう。したがって、国外において発行されたかどうかの判定に当たっては、国外発行公社債等に係る通貨の種類は問わないことに留意する。</p> <p>(内国法人又は源泉徴収義務が免除されている法人の発行する債券の利子等)</p> <p>3の3-3 措置法第3条の3第1項に規定する国外公社債等の利子等(以下<u>3の3-14</u>までにおいて「<u>国外公社債等の利子等</u>」という。)には、次に掲げる法人が国外で発行した公社債又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益権の利子又は収益の分配(国外で支払われるものに限る。)も含まれることに留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(新設)</p>

なお、源泉徴収不適用申告書の提出は当初の1回で足り、当該源泉徴収不適用申告書に係る国外発行公社債等につきその提出の時以後にその収入すべき日が到来する国外公社債等の利子等のすべてについて措置法第3条の3第6項の規定の適用があることに留意する。

(注) 支払の取扱者は、源泉徴収不適用申告書の提出を受けて、措置法第3条の3第6項の規定を適用する場合には、当該源泉徴収不適用申告書の異なるごとの各別に、当該源泉徴収不適用申告書に係る国外発行公社債等の債券又は受益権の異動状況及び国外発行公社債等の利子等の支払状況等について帳簿を備え常時管理するものとし、当該源泉徴収不適用申告書の写しとともに、その帳簿の閉鎖の日の属する年の翌年から5年間保存しておくものとする。

(源泉徴収不適用申告書の効力)

3の3-12 措置法令第2条の2第5項((国外公社債等の利子等の分離課税等))に規定する公共法人等又は金融機関等(以下この項において「公共法人等又は金融機関等」という。)が、3の3-11の取扱いによる源泉徴収不適用申告書を提出した後に支払の取扱者に当該源泉徴収不適用申告書に係る国外公社債等の利子等につき措置法第3条の3第6項の規定の適用を受けることを取りやめる旨の申出を行った場合、又は公共法人等又は金融機関等が源泉徴収不適用申告書を提出した後に当該源泉徴収不適用申告書に係る国外公社債等につき保管の委託の取りやめを行った場合には、これらの源泉徴収不適用申告書は、その申出又は保管の委託の取りやめがあった日以後に収入すべき日の到来する利子等につき効力を失う。

(源泉徴収不適用申告書の保管)

3の3-13 措置法第3条の3第6項に規定する金融機関又は金融商品取引業者等(以下3の3-15において「指定金融機関等」という。)から提出された同項に規定する申告書は、同項に規定する支払の取扱者が保管するものとし、必要がある場合には税務署長に提出させるものとする。

(新設)

(源泉徴収不適用申告書の保管)

3の3-11 措置法第3条の3第6項に規定する金融機関又は金融商品取引業者等(以下3の3-13において「指定金融機関等」という。)から提出された同項に規定する申告書は、同項に規定する支払の取扱者が保管するものとし、必要がある場合には税務署長に提出させるものとする。

(源泉徴収不適用金額のあん分計算)

3の3-14 (省略)

(保管の委託をしている期間の通算)

3の3-15 (省略)

(利子所得に係る取扱いの準用)

3の3-16 (省略)

(源泉徴収不適用金額のあん分計算)

3の3-12 (同左)

(保管の委託をしている期間の通算)

3の3-13 (同左)

(利子所得に係る取扱いの準用)

3の3-14 (同左)